

九州大学大学連携研究設備ネットワーク設備利用規程

平成 22 年度九大規程第 12 号
施行：平成 22 年 7 月 7 日
最終改正：令和 5 年 2 月 1 日
(令和 4 年度九大規程第 47 号)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、九州大学（以下「本学」という。）が管理及び運用する設備のうち、大学連携研究設備ネットワークによる設備相互利用と共同研究の促進事業実施規約（平成 22 年 3 月 8 日大学連携研究設備ネットワーク協議会決定。以下「実施規約」という。）第 6 条第 1 項の規定により相互利用・共同利用に供する設備の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(設備)

第 2 条 本学が実施規約第 6 条第 1 項の規定により相互利用・共同利用に供する設備（以下「設備」という。）は、別表に掲げるとおりとする。

(設備を利用できる者)

第 3 条 設備を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本学の職員等
- (2) 大学連携研究設備ネットワーク予約・課金システム利用要項（平成 30 年 10 月 3 日大学連携研究設備ネットワーク協議会決定。以下「利用要項」という。）第 4 条第 1 項の規定により大学連携研究設備ネットワークの利用に係る承認を受けた他の国立大学及び大学共同利用機関の職員等

(設備管理者)

第 4 条 設備ごとに設備管理者を置き、当該設備が設置されている教育研究組織（以下「設備設置部局」という。）の職員のうちから当該設備設置部局の長が指名した者をもって充てる。

(利用の申請及び承認)

第 5 条 設備を利用しようとする者（利用に係る設備を設置している教育研究組織の職員等を除く。）は、当該設備設置部局の長に申請し、その承認を受けなければならない。

- 2 設備設置部局の長は、前項の規定による申請を受理した場合において、当該申請が適当であり、本学の教育研究に支障がないと認めるときは、これを承認するものとする。
- 3 設備設置部局の長は、材料を用いた設備の利用が申請された場合において、その材料を利用することが不適切と判断したときは、設備の利用を承認しないことができる。

(利用の条件)

第 6 条 設備の利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、当該設備の設備管理者の指示に従い、設備を利用するものとする。

- 2 利用者が受ける損害のうち、次の各号のいずれかに該当する場合には、本学は、その責を負わない。
 - (1) 天災地変等のやむを得ない事由により設備の利用ができず、損害が生じたとき。
 - (2) 利用者自らが持ち込み、使用した材料等に損害が生じたとき。
 - (3) 利用者の責に帰すべき事由によって損害が生じたとき。

(利用料等)

第 7 条 利用者は、設備の利用に要する利用料又は依頼測定料を納付するものとし、その額は、次の各号の区分に応じ当該各号に定める額とする。

- (1) 利用料 別表に規定する利用料 1 時間当たりの額に利用する時間数を乗じて得た額
 - (2) 依頼測定料 別表に規定する依頼測定料 1 件当たりの額に利用する試料数を乗じて得た額
- 2 前項の規定にかかわらず、総長が特に認めるときは、利用料及び依頼測定料の額の全部又は

一部を免除することができる。

(納付の方法)

第8条 第3条第1号に該当する利用者の利用に係る利用料又は依頼測定料の納付は、経費の振替等により行うものとする。

2 第3条第2号に該当する利用者の利用に係る利用料又は依頼測定料の納付は、利用要項の規定により行うものとする。

(目的外利用の禁止)

第9条 利用者は、利用の承認を受けた目的以外に設備を利用し、又は第三者に利用させてはならない。

(利用承認の取消し等)

第10条 設備管理者は、利用者がこの規程に違反し、設備の利用に重大な支障を生じさせたときは、第5条第2項の承認を取消し、又は利用を停止することができる。

(損害賠償)

第11条 利用者は、その責めに帰すべき事由により、その利用に係る設備、備品等を滅失、破損又は汚損したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持等)

第12条 本学及び利用者は、相互利用・共同利用の過程において知り得た相手方の秘密情報、知的財産等(以下「秘密情報等」という。)を相手方の書面による同意なしに公開してはならない。

2 本学及び利用者は、秘密情報等の取扱いに関し、必要に応じ、秘密保持覚書等を作成する。

(事務)

第13条 設備の利用に関する事務は、事務局各課等及び関係部局事務部の協力を得て研究・産学官連携推進部研究企画課及び筑紫地区事務部会計課において処理する。

(雑則)

第14条 この規程及び協議会が定める規約に定めるもののほか、設備の利用に関し必要な事項は、総長又は各設備設置部局の長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成22年7月7日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

2 九州大学化学系研究設備有効活用ネットワーク設備利用規程(平成19年度九大規程第45号)は、廃止する。

附 則(平成23年度九大規程第12号)

この規程は、平成23年6月1日から施行する。

附 則(平成23年度九大規程第135号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年度九大規程第158号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年度九大規程第11号)

この規程は、平成26年8月1日から施行する。

附 則(平成27年度九大規程第31号)

この規程は、平成27年10月15日から施行する。

附 則(平成27年度九大規程第129号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年度九大規程第116号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年度九大規程第6号）

この規程は、平成29年5月1日から施行する。

附 則（令和元年度九大規程第77号）

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和元年度九大規程第160号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年度九大規程第75号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年度九大規程第80号）

この規程は、令和3年9月21日から施行する。

附 則（令和4年度九大規程第47号）

この規程は、令和5年2月1日から施行する。

別表（第2条、第7条関係）

1. 次の設備を使用する場合

設 備 名	管理部局	利 用 料 (円/時間)		備 考	
		本学が管理する経費から支出される場合	左記以外の経費から支出される場合		
誘導結合プラズマ質量分析装置 (Agilent7500c)	中央分析センター	4,300	4,600		
核磁気共鳴装置 (ECA800)	先端物質化学研究所 (筑紫地区)	2,200	2,600		
超高感度測定用NMR装置 (AVANCE III 600)	先端物質化学研究所 (伊都地区)	850	850		
飛行時間型質量分析計 (JSM-T100CS)		370	370		
マトリックス支援レーザー脱離イオン化飛行時間型質量分析装置 (Bruker Autoflex II)		400	400		
X線光電子分光分析装置 (ULVAC-PHI APEX ESCA)		940	940		
二光子共焦点レーザー顕微鏡 (Carl Zeiss LSM 510 Meta NLO)		650	650		
高性能透過型電子顕微鏡 (FEI Tecnai Polara)		3,500	3,500 ※1		
	S1	100 塩基	656,000	689,000	
		200 塩基	823,000	857,000	
		300 塩基	890,000	924,000	
		100 塩基	1,225,000	1,258,000	

次世代シーケンサー (NovaSeq6000)	S2	200 塩基	1, 5 1 8, 0 0 0	1, 5 5 1, 0 0 0	※2
		300 塩基	1, 6 1 8, 0 0 0	1, 6 5 2, 0 0 0	
	S4	200 塩基	2, 1 7 5, 0 0 0	2, 2 0 8, 0 0 0	
		300 塩基	2, 4 2 2, 0 0 0	2, 4 5 5, 0 0 0	
	SP	100 塩基	3 6 3, 0 0 0	3 9 6, 0 0 0	
		200 塩基	4 7 2, 0 0 0	5 0 5, 0 0 0	
		300 塩基	5 1 4, 0 0 0	5 4 7, 0 0 0	
		500 塩基	7 1 5, 0 0 0	7 4 8, 0 0 0	

※1 学外利用者に対する1回あたりの準備料5,500円を加算する。

※2 1件あたりの利用料

2. 次の設備を使用する試料の分析等を依頼する場合

設 備 名	管理部局	依頼測定料 (円/件)		備 考
		本学が管理する経費 から支出される場合	左記以外の経費から 支出される場合	
誘導結合プラズマ質量分析装置 (Agilent7500c)	中央分析 センター	8, 4 0 0	8, 4 0 0	
超伝導核磁気共鳴装置(JNM-ECA600)	先導物質化 学研究所 (筑紫地区)	7, 9 0 0	7, 9 0 0	
超伝導核磁気共鳴装置(JNM-ECZ400)		2, 3 0 0	3, 5 0 0	
核磁気共鳴装置(ECA800)		3 9, 0 0 0 (2, 2 0 0)	4 6, 0 0 0 (2, 6 0 0)	※1
超高輝度迅速型単結晶X線回折装置 (Varimax (Mo))		5 4, 0 0 0	5 4, 0 0 0	
二重収束質量分析計(JMS-700)		4, 6 0 0	4, 6 0 0	
固体超伝導核磁気共鳴装置 (JNM-ECA400)		2 3, 0 0 0	2 3, 0 0 0	

飛行時間型質量分析計 (JMS-T100CS)		3, 200	3, 200	
電子スピン共鳴装置 (JES-FA200)		4, 500	4, 500	
マトリックス支援レーザー脱離イオン化飛行時間型質量分析装置 (JMS-S3000)		3, 100	3, 600	
超強力単結晶構造解析システム (FR-E+)		42, 000	134, 000	
高輝度広角X線回折システム薄膜解析部 (RINT-TTR III)		20, 000	24, 000	
高輝度広角X線回折システム熱量同時評価部 (SmartLab)		28, 000	42, 000	
高分解能小角散乱装置 (NANOSTAR)		34, 000	85, 000	
デジタルマイクロスコープ (VHX-900F)		890	1, 100	
飛行時間型質量分析計 (JMS-T100CS)	先導物質化学研究所 (伊都地区)	1, 900	1, 900	
マトリックス支援レーザー脱離イオン化飛行時間型質量分析装置 (Bruker Autoflex II)		1, 600	1, 600	
超高感度測定用NMR装置 (AVANCE III 600)		7, 000	7, 000	
高分解能二重収束質量分析装置 (JMS-700)		4, 700	8, 500	
X線光電子分光分析装置 (ULVAC-PHI APEX ESCA)		23, 000	23, 000	
二光子共焦点レーザー顕微鏡 (Carl Zeiss LSM 510 Meta NLO)		11, 000	11, 000	
汎用透過電子顕微鏡 (FEI Tecnai20)		1, 500	3, 500	※2
高性能透過型電子顕微鏡	生体防御医学研究所	3, 500	5, 500	※2

(FEI Tecnai Polara)					
次世代シーケンサー (NovaSeq6000)	S1	100 塩基	6 6 1, 0 0 0	6 9 4, 0 0 0	
		200 塩基	8 2 8, 0 0 0	8 6 2, 0 0 0	
		300 塩基	8 9 5, 0 0 0	9 2 8, 0 0 0	
	S2	100 塩基	1, 2 3 0, 0 0 0	1, 2 6 3, 0 0 0	
		200 塩基	1, 5 2 3, 0 0 0	1, 5 5 6, 0 0 0	
		300 塩基	1, 6 2 3, 0 0 0	1, 6 5 6, 0 0 0	
	S4	200 塩基	2, 1 8 0, 0 0 0	2, 2 1 3, 0 0 0	
		300 塩基	2, 4 2 6, 0 0 0	2, 4 6 0, 0 0 0	
	SP	100 塩基	3 6 8, 0 0 0	4 0 1, 0 0 0	
		200 塩基	4 7 7, 0 0 0	5 1 0, 0 0 0	
		300 塩基	5 1 8, 0 0 0	5 5 2, 0 0 0	
		500 塩基	7 1 9, 0 0 0	7 5 3, 0 0 0	

※1 () 内の額に使用する時間数を乗じたものを加算する。

※2 1時間あたりの利用料